



® 平成31年 2月21日(木)

No. 14876 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第25回 アルゼンチン (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (10)

## 世界の知的財産法

# 第25回 アルゼンチン

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

アルゼンチン共和国(スペイン語では「República Argentina」。英語では「Argentine Republic」。以下「アルゼンチン」という)は、南米大陸南東部に位置し、大西洋に面する連邦共和国である。首都ブエノスアイレスを中心に半径約600キロメートルにわたり半円状に広がった大平原「パンパ」では、その肥沃な土壌を利用して、小麦の生産及び牧畜等が行わ

れている(アルゼンチンの穀物自給率は284%であり、オーストラリアに次いで世界第2位となっている)<sup>2</sup>。

1516年にスペインの探検家フアン＝ディアス＝デ＝ソリスがラプラタ川の河口に到達した。その後、スペインの支配が確立してラプラタ副王領となったが、1810年に副王を廃位して自治制に移行し、1816年にはラプラタ連合が独立宣言を行った。1853年に

## SUN・GROUP

企業経営や事業に貢献する  
グローバルな知財戦略のプロ集団

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

特許業務法人 藤本パートナーズ

所長 弁理士 藤本 昇

機械・意匠・知財紛争  
訴訟・鑑定・契約

【URL】  
[www.sun-group.co.jp](http://www.sun-group.co.jp)

【大阪】  
〒542-0081  
大阪市中央区南船場 1-15-14  
堺筋稲畑ビル2階  
(総合受付5階)

【東京】  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町 1-1-8  
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭(化学)

副所長 弁理士 野村 慎一(意匠・国際)

|                   |                  |                          |
|-------------------|------------------|--------------------------|
| 弁理士 小山 雄一(特許・国際)  | 弁理士 北田 明(機械・制御)  | 弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際) |
| 弁理士 田中 成幸(商標・不競法) | 弁理士 大川 博之(機械・制御) | 弁理士 石井 隆明(意匠)            |
| 弁理士 久米 哲史(化学・国際)  | 弁理士 山本 裕(化学・薬学)  | 弁理士 三条 英章(化学)            |
| 弁理士 北村 七重(意匠・国際)  | 弁理士 横田 香澄(化学)    | 弁理士 道慶 一豊(化学)            |
| 弁理士 大西 陽子(意匠)     | 中国弁理士 展 馨(機械・国際) |                          |

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail] [info@sun-group.co.jp](mailto:info@sun-group.co.jp)

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

[E-mail] [nets@sun-group.co.jp](mailto:nets@sun-group.co.jp)

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

高橋 香央里

[E-mail] [patra@sun-group.co.jp](mailto:patra@sun-group.co.jp)

連邦の憲法が制定され、1862年にアルゼンチン共和国となった。

1943年にフアン＝ペロンらが軍事政権を樹立し、1946年にペロンが大統領に就任したが、1955年のクーデターで追放された。その後は一時期を除いて軍政が続き、人権弾圧が行われた(軍事政権下の人権弾圧による死者・行方不明者は13,000人以上にのぼるといわれている)。1973年の民政移管後、ペロンが再び大統領に就任した。1974年にペロンが死去した後、妻のイサベル副大統領が世界初の女性大統領に就任した。しかし、1976年に軍部がクーデターを起こし、政権を奪取した。

1982年、アルゼンチンと英国との間で、マルビナス(フォークランド)諸島の領有権をめぐり紛争が勃発したが、アルゼンチンの敗北に終わった<sup>3</sup>。両国は1990年に国交を回復したが、アルゼンチンは領有権の主張を放棄していない。

アルゼンチンは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場(メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」)は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、アルゼンチンのほか、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

2001年10月、アルゼンチンは、対外債務の支払停止を表明し、預金の凍結措置及びペソの切り下げを実施した。2002年のGDP成長率がマイナス10.9%まで落ち込んだアルゼンチンは、2005年及び2010年に、債務不履行(デフォルト)に陥った債務につき、75%削減した新債券と交換するという形で再編を実施することにつき大部分の債権者と合意した。その後も、アルゼンチンは、それまで交渉が難航していた大口債権者との間で合意を成立させる等、争いの最終的解決に向けて努力を続けている。

アルゼンチンの法制度<sup>4</sup>は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。アルゼンチンは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、アルゼンチンの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

アルゼンチン法の法源としては、①憲法、②制定

法、③慣習法、④法の一般原則、⑤類推、⑥衡平法等がある。また、アルゼンチン法には、連邦法と州法が存在すること、裁判所には連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在することにも、留意が必要である。

1871年1月1日に施行されたアルゼンチンの旧民法は、スペイン法及び19世紀のフランスの法律家の影響を強く受けたものであり、スペイン民法典、ナポレオン民法典、1916年ブラジル民法典、チリ民法典の影響を受けて策定されたものであった。従来から民法典の全面改正に向けた立法作業が続けられていたが、2014年10月1日、遂に新しい「民商法典」(スペイン語では「Código Civil y Comercial de la Nación」)が公布され、2015年8月1日より施行された。この民商法典は、経過規定を除き、全2671条で構成されている。旧民法典では、国際私法に関する規定は、各法律関係に関する部分に散在していたが、新しい民商法典では、第6編第4章に統合されている<sup>5</sup>。

豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するアルゼンチンは、今後、日本企業にとって最重要投資先の一つとなる可能性がある。このようなアルゼンチンの重要性に鑑みると、アルゼンチンの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知することは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、アルゼンチンの知的財産法の概要を紹介することとしたい<sup>6</sup>。

## II 知的財産法全般

一般に、アルゼンチンの法制度は、連邦法と州法等から構成されるが、知的財産法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。まず、アルゼンチンの憲法<sup>7</sup>は、「著作者・発明者は、法で定められた期間、その著作物・発明・発見につき、独占権を保障される。」と規定している(17条)。また、連邦法たる「特許及び実用新案法」、「意匠法」、「商標法」<sup>8</sup>、「知的財産の法的体制」(後述)、「技術移転法」等により、アルゼンチンの知的財産法の主な制度が形作られている。その他、「農産物及び食品の原産地表示法」、「ワイン及び蒸留酒の原産地表示法」等が制定されている。

アルゼンチンは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO設立条約、知的所有権の